

## 安全保障理事会

配布：一般

2018年4月10日

原文：英語

### ロシア連邦：決議案

安全保障理事会は、

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書および2013年9月14日にシリア・アラブ共和国により批准された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（CWC）、並びに安保理諸決議1540（2004）、2118（2013）、2209（2015）、2235（2015）、2314（2016）および2319（2016）を想起し、

大規模な生命の損失と負傷者を生じていると報じられている2018年4月7日にシリア・アラブ共和国のドウマにおいて兵器として有毒化学物質を使ったと主張された事件に関して安保理の深い懸念を表明し、化学兵器の使用は、国際法の重大な違反を構成することを確認し、そして化学兵器の何らかの使用に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを強調し、

シリア・アラブ共和国における、またその他のどこの場所でも、兵器としての何らかの有毒化学物質のいかなる使用を、最も強い文言で非難し、

決議2118（2013）において安保理が、シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、その他の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し若しくはその他の国家または非政府主体に、化学兵器を、直接若しくは間接に譲渡してはならないことを決定しそしてシリアにおけるいかなる当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しまたは譲渡してはならないことを強調したことを想起し、

この事件に関する情報を集めまた分析しそして化学兵器禁止条約機関（OPCW）の執行理事会に報

告するためドウマにおけるこの主張された事件の場所に同機関の事実調査ミッション（FFM）を直ちに送るという同機関の用意を歓迎し、

遅らせることなくドウマの申し立てられた事件の場所を訪れるため FFM の専門家に対するシリア・アラブ共和国政府の招請に留意し、

シリア・アラブ共和国の領域における兵器としての化学物質の使用について責任を有するあらゆる者を特定しそして責任を問う安保理の決意を再確認し、

ドウマにおける申し立てられた場所に対する安全なアクセスに対し十分な安全上の準備を提供するというシリア・アラブ共和国政府とシリアにおけるロシア連邦の軍事当局の保証に然るべき考慮をもって留意し、

1. シリア・アラブ共和国における兵器としての何らかの化学物質のあらゆる使用についての最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明する。

2. シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の申し立て、特に 2018 年 4 月 7 日のドウマにおける申し立てられた事件に、安保理の憂慮を表明し、個人が、シリア・アラブ共和国における化学兵器により殺害されまた負傷させられ続けていると報じられていることに対する安保理の憤りに留意し、そして責任を有する者は、責任を問われなければならないという安保理の決意をくり返し表明する。

3. ドウマにおける申し立てられた事件の場所と隣接した地区に CWC に従って調査のための FFM 専門家を送るという OPCW 事務局長の決定を歓迎しそして FFM に対し、可及的速やかに、OPCW 執行理事会にこの調査の結果を報告することを要請した事務局長に対し、進展について安全保障理事会に知らせ続けることを更に要請する。

4. OPCW FFM に対する安保理の十分な支援を表明し、シリア・アラブ共和国における全ての当事者は、関連する場所への自由で安全なアクセスを FFM に対して遅らせることなく促進し、並びに決議 2118 に従って、ドウマにおける申し立てられた事件および隣接地区に関連した医療記録、インタビューのテープや書き起こしたもの、および書類の資料を、含むが限定されない、何らかの情報や証拠を

提供するものとするを要求する。

5. 安保理諸決議 2118 と 2235 において、安保理が、シリア・アラブ共和国における全ての当事者は、OPCW と国際連合と十分に協力するものとするを決定したことを想起する。

6. このことは、シリア・アラブ共和国における全ての当事者の関連する条件、OPCW または国際連合により指定された要員を受け入れることにより、これらの要員により遂行された活動の安全を確保することにより、そしてドウマにおける申し立てられた事件の場所と近隣地区への直ぐのまた妨害のないアクセスをこれらの要員に提供すること、を遵守することについての義務を含むことを強調する。

7. 事務総長に対し、この決議の履行について、またシリア・アラブ共和国における全ての関連する当事者による遵守について、この決議の採択から 15 日以内にそしてその後は決議 2118 (2013) のその報告枠組の範囲内で、安保理に報告することを要請する。